

■「次世代住宅ポイント制度の内容について」の変更点について

変更時点	該当ページ	修正前	修正後
2018.12.28	3	①売買契約 2018年12月21日(閣議決定日)から <b>2020年3月31日</b> までに締結された売買契約を対象とします。	①売買契約 2018年12月21日(閣議決定日)から <b>2019年12月20日</b> までに締結された売買契約を対象とします。
2018.12.28	10	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(大)) <b>14,000ポイント</b>	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(大)) <b>7,000ポイント</b>
2018.12.28	10	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(中)) <b>10,000ポイント</b>	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(中)) <b>5,000ポイント</b>
2018.12.28	10	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(小)) <b>4,000ポイント</b>	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(小)) <b>2,000ポイント</b>
	11	※ 部分断熱の場合の発行ポイント数。『部分断熱』とは、 <b>別紙3</b> に示す部分断熱の場合の断熱材使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。	※ 部分断熱の場合の発行ポイント数。『部分断熱』とは、 <b>別紙4</b> に示す部分断熱の場合の断熱材使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。
2018.12.28	11	(手すりの設置工事のポイント数) <b>4,000ポイント</b>	(手すりの設置工事のポイント数) <b>5,000ポイント</b>
2018.12.28	13	なお、具体的な商品については、公募により選定する予定です。	なお、具体的な商品については、公募により選定する予定ですが、 <b>商品券や即時交換(追加的に実施する工事費への充当)は対象外です。</b>
2018.12.28	13	(2)リフォームの完了報告期限 一定規模以上(工事請負契約金額の総額が1,000万円(税込)以上) : <b>2020年6月30日</b>	(2)リフォームの完了報告期限 一定規模以上(工事請負契約金額の総額が1,000万円(税込)以上) : <b>2020年9月30日</b>
2018.12.28	27	※1 断熱材の区分については、 <b>別紙2</b> を参照。	※1 断熱材の区分については、 <b>別紙3</b> を参照。
2018.12.28	32	(外壁、屋根・天井、床の断熱改修の証明書) 施工証明書★納品書の写し かつ 施工証明書★	吹込み・吹付けの場合 施工証明書★ 上記以外の場合 納品書の写し
2018.12.28	32	インスペクション実施証明書★	インスペクション実施証明書 <b>※3</b>
2018.12.28	32	証明書類	<b>耐震改修証明書類</b>
2018.12.28	33	—	<b>※3 インスペクション実施証明書は、下記の表の書類のうち1つをご提出下さい。</b> (表の追加)